

Homamar

向日葵

令和3年
第274号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会 www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



4月兵庫 保存修理工事完了後の姫路城連立式天守群と桜

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	青年部会出前授業実施報告／	
税務署だより……………	4-5	租税教室（プロレス）実施報告……………	14
令和3年度税制改正大綱……………	6-7	法人会入会案内／新入会員紹介コーナー／	
わかりやすい事業承継／絵はがき展示報告等…	8	生活習慣病健診報告……………	15
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	人人……………	16
社労士column……………	10	陣中見舞・管内寄贈活動報告……………	17
会社紹介……………	11	部会紹介コーナー／	
【実施報告】特別措置税別セミナー／脱★ドンブリ経営セ		福利厚生制度受託会社コーナー……………	18
ミナー／コロナ渦から派生している諸問題への対応…	12	法人会行事のご案内／支部合同・部会報告会の	
立川都税事務所からのお知らせ……………	12	ご案内／支部研修会実施報告……………	19
【ご案内】本部通常総会／各ブロック報告会・研修会／		recipe／厚生親睦ゴルフ大会中止のご案内…	20
e-Tax講習会／売上につながる名刺セミナー…………	13		

前担当の芦澤税理士
よりバトンを受け取り

コラムの新担当となった税理士の佐々木健です。芦澤先生とは租税教育の現場で小学校や中学校での租税教室の講師として一緒に活動していた仲間ですので、縁を感じるところがあります。

さて、私の最初のコラムはデジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation : 以下「DX」)についてです。

私が大学院でMBAを取得する際の研究対象がDXと戦略的マーケティングだったこともあり、記念すべき第1回目のコラムはDXについてお話しをさせていただきます。

DXとは？

DXはもともと、2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱したもので、「われわれ人間の生活に何らかの影響を与え、進化し続けるテクノロジーであり、その結果、人々の生活をより良い方向に変化させる」という概念を表しています。

また、IT専門調査会社のIDCは次の様にDXを定義しています。「企業が第3のプラットフォーム技術を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデル、新しい関係を通じて価値を創出し、競争上の優位性を確立すること」。

なお、この第3のプラットフォームというのはIDCが提唱しているコンセプトで、「クラウド」、「ビッグデータ」、「モビリティ」、「ソーシャル」の4要素によって形成される情報基盤のことです。

DXについては、共通の定義はまだ見られませんが、本稿では「ICTを使って企業活動に価値をもたらす変革」をDXと定義します。

DXの本質

ITの進展やインフラの整備によって、ビジネスや社会のあり方が変わり始めています。あらゆるものがインターネットに接続するIoTの広がりや、ビッグデータ活用、人工知能(AI)の様々な分野への適応が始まっています。

デジタル化を進めるということは、様々な要素(アナログデータを含む)をデジタル化、数値化して扱うことを意味します。共通に扱うことができるデータへと変換することによって、処理や分析が可能になり、フィードバックまで含めた一連の流れを作ることが可能になります。

デジタル化の本質は、以上のようなデータ駆動型へのビジネスや社会の変革にあり、既存のビジネスや業務に新技術を取り入れるだけでなく、ビジネスモデルを変え、経済活動のみならず、個人の生活や社会構造にまで影響が及ぶことになります。

現状では、多くの企業が従来型のビジネスモデルを継続しています。数値化され、整理されているデータは一握りであり、ほとんどの活動は定量的に把握できていません。しかし、一部の産業では急激にデジタル化が進みビジネスモデルや消費者の生活スタイルに変化を及ぼしています。

従来の書籍販売から電子書籍へのデジタル化を例に挙げると、デジタル化によって、提供側から消費者に届くまでの多くの工程(印刷、配送、販売など)が不要になり、消費者が店舗に足を運んで商品を選ぶという行動様式にも変化が生じます。以前は当たり前だった電車内で雑誌を読む乗客が最近では激減したことに気づいた人も多いでしょう。さらに、目に見えないところでは、消費者の傾向や行動がデータ化され、製品企画や経営方針にも生かされています。このように一つの製品分

フォーメーション

税理士 佐々木 健

野がデジタル化するだけでも社会や個人の生活に大きな影響を及ぼすのです。

DXの本質は、DXというプロセスを経ることによって、業態を革新させるということであり、テクノロジーを使うことではありません。「技術の活用論ではなく、新しい思考の仕方、さらには、戦略論そのもの」と考えられます。

デジタル・テクノロジーによって瞬時に良い悪いにかかわらず全ての情報が普及し情報の非対称性がなくなるのがDXの一つの特徴です。そのような特徴を持つDXにチャレンジする経営をするのか、今までの情報の非対称性に依存した経営を行うのかの違いがDXの本質ではないでしょうか。

CC-DIVフレームワーク

米コロンビア大学デビッド・ロジャース教授によれば、DXを推進していく上で、五つの鍵となる領域があります。

デジタルの力が大きく変えようとしている五つの鍵となる領域とは、

顧客(Customers)、
競争(Competition)、
データ(Data)、
革新(Innovation)、
価値(Value)

の五つで、「CC-DIV」と略されます。

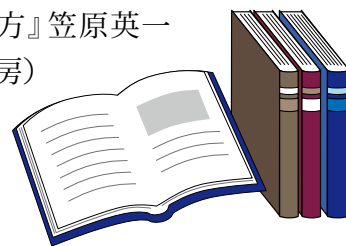
DX時代には、ネットワークが「顧客」であるということを認識する必要があり、「競争」はプラットフォームというビジネスモデルで展開され、「データ」を資産として認識することが重要になります。「革新」はプロトタイプを基に市場との相互作用で推進され、「価値」は製品ではなく顧客に対する問題解決を通して実現していくことになります。

最後に、米コロンビア大学デビッド・ロジャース教授の言葉をご紹介します。

「企業経営を取り巻く環境やパラダイムが変わった今、求められているのは単純なアナログのデジタルシフトではない。戦楽思考のアップグレードそのものである。」

《参考文献》

Rogers, David L. (2016) *The Digital Transformation Playbook: Rethink Your Business for the Digital Age*. Columbia Business School Publishing, Columbia University Press. (『DX戦略立案書 CC-DIVフレームワークでつかむデジタル経営変革の考え方』笠原英一訳(2021)、白桃書房)



Profile

さ さ き けん
佐々木 健

立教大学経済学部卒業。大蔵省国際金融局、東京国税局等に勤務後、佐々木健国際税理士事務所を設立。税理士、MBA(経営管理学修士)、専門社会調査士。アジア太平洋マーケティング研究所シニア研究員。東久留米市商工会総代、東京税理士会東村山支部幹事・租税教育推進部委員。マーケティング・コンサルタントとしても一部上場企業での幹部職員向け研修講師実績多数。



■事務所 佐々木健国際税理士事務所

〒203-0032 東久留米市前沢2-10-15
シャレード21-305

■TEL 042-470-0272

■E-mail k-sasaki@dune.ocn.ne.jp

■H P <http://k-sasaki.sakura.ne.jp>

税 務 署 だ よ り

在宅勤務に係る費用負担等の源泉所得税の取り扱いについて、国税庁ホームページに掲載されている「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」から抜粋してご紹介します。

1 在宅勤務手当

〔問1〕

企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか。

〔答〕

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません(【問3】参照)。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当(従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの(例えば、企業が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給するもの))を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

2 在宅勤務に係る事務用品等の支給

〔問2〕

在宅勤務を開始するに当たって、企業が従業員に事務用品等(パソコン等)を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか。

〔答〕

企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が従業員に事務用品等を支給した場合(事務用品等の所有権が従業員に移転する場合)には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります(従業員が立替払いにより事務用品等を購入する場合は、【問3】①参照)。

上記の「貸与」については、例えば、企業が従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を「支給」という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、「貸与」とみて差し支えありません。

3 業務使用部分の精算方法

〔問3〕

在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法による場合は、従業員に対する給与として課税する必要がないとのことですが、その方法とはどのようなものですか。

〔答〕

在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

この方法としては、次の方法が考えられます。

① 従業員へ貸与する事務用品等の購入^(注1)

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が業務のために使用する事務用品等を購入し、その領収証等を企業に提出してその購入費用を精算(仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を企業に返還^(注2))する方法

ロ 従業員が業務のために使用する事務用品等を立替払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算(購入費用を企業から受領)する方法

② 通信費・電気料金

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする(仮払金額が業務に使用した部分の金額を超過する場合、その超過部分を企業に返還する^(注2))方法

ロ 従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、その計算した金額を企業に報告してその精算をする(業務のために使用した部分の金額を受領する)方法

(注)1 ①の事務用品等については、企業がその所有権を有し従業員に貸与するものを前提としています。事務用品等を従業員に貸与するのではなく支給する場合(事務用品等の所有権が従業員に移転する場合)には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります(【問2】参照)。

(注)2 企業が従業員に支給した金銭のうち、購入費用や業務に使用した部分の金額を超過した部分を従業員が企業に返還しなかったとしても、その購入費用や業務に使用した部分の金額については従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、その超過部分は従業員に対する給与として課税する必要があります。

令和3年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど～

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などをした場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

■研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の5%が上乘せされます。

■所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

■繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

■株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることであります。

■カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあっては10%に控除額が拡大されます。

■中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないことになります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象ではありません。

なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されていれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキャナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは ...

TSK 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

HP : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

第1回

わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

今回から全6回のシリーズで、「事業承継」についてコラムを執筆することとなりました。事業承継というと、非常に漠然としていて、「一体何をして良いのかわからない」と思われている経営者向けに、事業承継全般について出来るだけわかりやすくお伝えしたいと思います。

さて、まずこの「事業承継」という言葉ですが、経営者とお話すると、しょうけいではなく、けいしょうと言われる方が随分多くいらっしゃいます。では、この「事業承継」と「事業継承」、一体どちらが正解なのでしょうか？

結論から申し上げますと、私達が一般的にイメージしている、会社をご子息やご子女に引き継ぐ場合に使う言葉は、「承継」の方が正しい使い方です。しかし、この二つの言葉を「大辞林」で調べてみると違いは僅かで、一見するとどちらでも良さそうな気がします。上記によると「継承」とは、身分・権利・義務・財産等を受け継ぐとされ、「王位や権利を継承する」などと使われます。上皇様から、今上天皇陛下への譲位についても皇位継承と言いましたね。一方「承継」とは、地位・事業・精神などを受け継ぐとされ、例えば「伝統や理念・精神を承継する」といった使い方となります。

違いが分かりづらいですが、使い分ける場合、「継承」については、文化や経済的な価値なども含めた比較的幅広い意味合いを指す際の用語として使用し、「承継」は会社での地位や事業など比較的狭い範囲を指す際の用語と理解していただければ良いのではないのでしょうか。ちなみに「承継」とは法律用語です。従って、今後事業承継を検討する際、皆様が一度はお目にかかる重要な法律（経営承継円滑化法）も、「継承」ではなく「承継」となっています。

これからは、会社や事業の引き継ぎの話（当然法律が絡みます）をする際は、是非「事業承継」と覚えておいてください。

プロフィール

執筆：中小企業診断士 **上甲 寛**

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。

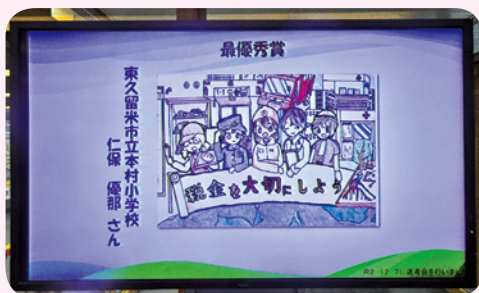


事務所

株式会社 国土工営（経営革新等支援機関）
〒162-0814
東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL ▶ 03-5227-3601 / FAX ▶ 03-5227-3604
E-mail ▶ joko@kokudokoue.co.jp
<http://www.kokudokoue.co.jp/>

絵はがき展示 女性部会

令和2年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務署と立川都税事務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署確定申告会場と都税事務所入口に展示いただきました。確定申告は終了しましたが、引き続き、税務署1階ロビーにて展示しております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。



最優秀賞



法人会長賞・女性部会長賞



税務署長賞・都税事務所長賞

地域の名所

「西東京市 郷土資料室」

所在地：西東京市西原町4-5-6 西東京市西原総合教育施設2階

西東京市西原町4丁目、旧西原第二小学校の跡地に、旧石器時代から昭和の時代まで幅広く市内に関わる資料を5つの展示室に分けて紹介されています。縄文時代の展示では、国史跡である下野谷遺跡（東伏見）より出土した土器、やじり、ピアス、ペンダント等を展示。そして当時の生活を模写したジオラマが有ります。江戸から明治、昭和にかけての展示では、人々の暮らしが解る展示がされています。農機具、両替屋、生活用品（アイロン、乳母車など）、駅周辺や街中心部の変貌（写真）が解ります。

無料で土日も開室しております。お子さんや、お孫さんを連れて気軽に見学しては、いかがでしょうか。

- ▶開 室 日：水～日曜日
月・火曜日休み
- ▶開室時間：午前10時～午後5時



地域のイベント情報

西東京市

ENJOYニュースポーツ 2021開催!

～普段運動をしていない方・障害のある方も参加できます!～

- ❁ 内 容： パラリンピック種目である「ボッチャ」や、カーリングから生まれた「ユニカール」など、ニュースポーツと呼ばれる誰でも簡単に参加できるスポーツの体験ができます! ご家族・ご友人と一緒にご参加ください!
- ❁ 日 時： 5月30日(日曜日)および6月27日(日曜日)、午前9時30分から午前11時まで
- ❁ 場 所： 西東京市スポーツセンター 第1体育室
- ❁ 対 象： 西東京市内在住、在勤、在学の方
- ❁ 申込方法： 5月30日分は5月17日(月曜日)、6月27日分は6月14日(月曜日)から下記問い合わせ先に電話にてお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止または変更になる場合があります。

※障害がある方は下記問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課
(☎042-420-2818)

清瀬市

アフタヌーンコンサート

「TUTTI!!」

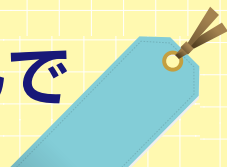
パーカッションアンサンブルグループ「TUTTI!!」による打楽器アンサンブルの演奏です。

- ❁ 出 演： パーカッションアンサンブルグループ「TUTTI!!」
(細田真裕、新垣潤、菊池咲希、千葉彩加)
- ❁ 日 時： 6月27日(日) ※各回30名
①午後1時30分(開場1時)
②午後3時30分(開場3時)
- ❁ 場 所： 清瀬けやきホール1階 セミナーハウス
- ❁ 費 用： 一般1,000円、友の会800円、学生500円、未就学児無料
- ❁ 申込み： 予約受付中です。電話で清瀬けやきホール ☎042-493-4011へ。
- ❁ 清瀬けやきホール ホームページ：
<https://kiyosekeyakihall.jp>

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、イベントが中止・延期等になる場合があります。あらかじめご了承ください。



向日葵273号(令和3年2月発行)の 〈税の作文優秀作品〉を読んで



- 1 この号に掲載されたのはいずれも中学3年生の作品であり、非常によく推敲された内容でした。
- 2 まず、ご両親の必ず言われる言葉＝「自分の行きたい道に進んでやりたいことをやりなさい」に従い、二人の兄が奨学金制度を利用して進学するのにも触発され、やはり、自分も同制度により看護師になりたいと両親へ語ったところ大いに激励されて、熱心に勉学に取り組んでいるSさんのお話でした。(題：税に助けられている)
- 3 次に、小学校5年生から継続してきた吹奏楽の部活風景が一番の思い出であると感じるNさんは、常に周囲の支援があるからこそ部活もできることに感謝すべきと言われ続け、普段、当たり前前に使用している楽器、メトロノーム、譜面台等々は税金で賄われていることを知り、将来は、納税により助け合いに自発的に参加したいと願うのでした。(題：当り前の幸せを)
- 4 Tさんは、国の消費税の導入目的を3つにまとめました。①戦後の社会・経済構造の変化に合わせて税制バランスを保持するため税収の中心を所得税から消費税へ移行しました。②ぜいたく品に手が届くまで国民の所得水準が上がったので、選定基準にかかわらず個別に課税できるようにしました。③高齢化社会に対応し、年金や福祉の財源確保のため。Tさんは、社会貢献のためにも納税は極めて重要と認識しています。(題：消費税について)
- 5 新型コロナウイルス対策に税金が使われ、賛否両論はありますが、Mさんは、布マスクの配付には疑問を呈し、給付金支給は賛成でした。本当に必要とする人に必要な税金が投入されるべきであり、GOTOキャンペーンについては感染者数拡大の中、反対でした。税金の使い方は公平かつ適正であるべきであるとの意見が読み取れました。(題：税金はどう使うべきか)
- 6 いずれも、率直で簡明な内容でまとまっており、納税義務もしっかり意識した秀逸な作品であり、頼もしい限りでした。そのうえで、税金の目的や仕組みにも言及しており、私たちもあらためて納税につき再考すべきと感じ入った次第です。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2021年4月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
ワンストップソリューションサービスチーム=NCVPJ 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略歴
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
■昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp

会社紹介



Company introduction

株式会社 遠藤商会

代表取締役 遠藤 孝一

▶所在地 〒187-0032 東京都小平市小川町2-2045-3

▶TEL 042-344-5957 ▶FAX 042-344-2287

▶E-mail kodaira@endoshokai.co.jp



▲入間の処分工場（自社工場）

現在はコロナ禍で大変な状況ではありますが、エッセンシャル企

業として社会的責任を果たしていくことに社員一丸となり取り組んでいます。そして、日本ひいては地球規模の課題である「循環型社会」「脱炭素社会」の実現に向けて邁進する所存です。また、長年地域密着型企業を目指してきたこともあり、昨秋より地域貢献活動を開始し、積極的にコミュニティの拡大を進めています。これからも常にアンテナを高くし、地域に社会に笑顔と満足をお届けできる企業を目指していきます！

株式会社遠藤商会は、1970年に創業以来、廃棄物業務一筋で東京をはじめ、関東圏のごみにまつわる悩みを解決してきました。お客様の要望にお応えし、多様なサービスを生みだしてきました。その結果、お客様から高い信頼をいただけるようになり、廃棄物業界で多摩地区No.1の実績へと繋がっております。

主なサービスは「一般廃棄物収集運搬業務」「産業廃棄物収集運搬・処分業務」といった廃棄物関連のほか、「店舗清掃クリーニング」「機密物の回収・破壊」「店舗閉店・移転の片付け」「建物解体、内装解体工事業務」なども行っています。特殊な技術や手続きを要する火災現場での残置処分や、すす除去作業なども受注が増加しております。

総社員数約100名、車両の保有台数約60台の大きなネットワークによる高い機動力と、迅速かつ臨機応変な対応を可能としており、予算・期日など細かい要望にもお応えし、行政機関から一般企業様にもご満足いただいております。



▲営業マン見積書作成中!!



▲取締役2人
真剣な表情で打ち合わせ中です



▲さわやか笑顔のドライバーさん

業として社会的責任を果たしていくことに社員一丸となり取り組んでいます。そして、日本ひいては地球規模の課題である「循環型社会」「脱炭素社会」の実現に向けて邁進する所存です。また、長年地域密着型企業を目指してきたこともあり、昨秋より地域貢献活動を開始し、積極的にコミュニティの拡大を進めています。これからも常にアンテナを高くし、地域に社会に笑顔と満足をお届けできる企業を目指していきます！

報告

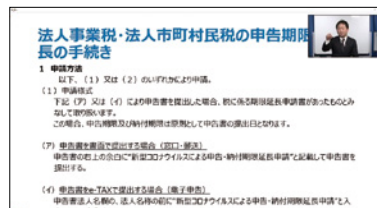
特別措置税制セミナー 実施報告

2月2日(火)、多摩地区4法人会(東村山・武蔵野・青梅・日野)共催でZOOMによるセミナーを開催しました。税理士業務のほか、セミナー講師として丁寧でわかりやすいと好評の税理士中島祥貴氏の講師に迎え、新型コロナウイルス感染症及び、その蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている飲食店、観光業等の事業者に対し、必要な「緊急経済対策」における税制上の措置について詳しく講演をいただきました。

今後も新型コロナウイルスの感染状況に応じて、三密防止等による対面式セミナーとともに、オンラインセミナーを開催企画してまいりますので、是非ご活用ください。



講師
中島祥貴氏



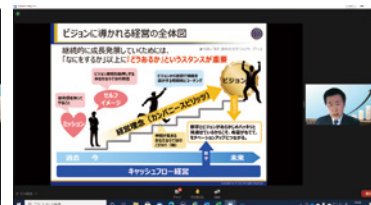
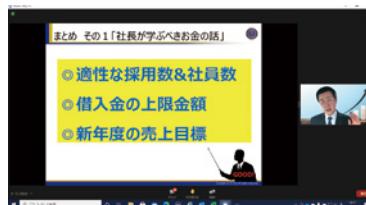
ZOOM画面

報告

脱★ドンブリ経営セミナー 実施報告

2月3日(水)、東村山法人会と立川法人会主催による「脱★ドンブリ経営セミナー」が開催されました。コロナ禍のなか、受講者に安全に配慮しZOOMによるリモート形式で実施しました。ゴーヴェル(株)代表取締役友部守氏に講師として出演いただき、不況だからできる資金管理の仕方や、お金の悩みを1枚の図で一気に解決する画期的な方法を講演いただきました。今後も、ZOOMによるセミナーを積極的に開催しますので、是非ともご参加ください。

友部守氏



ZOOM画像

報告

コロナ禍から派生している諸問題への対応 実施報告

2月12日(金)、東村山法人会館において、「コロナ禍から派生している諸問題への対応セミナー」が開催されました。コロナ禍の中、受講者の安全を最優先としてZOOMによるリモート形式で開催しました。特定社会保険労務士奥水香氏に講師として出演いただき、コロナ禍で増えた労使間トラブル(金銭や雇用)とその対応策やコロナ患者従業員への対応、雇用調整助成金の最新情報などを熱心にご講演いただきました。



奥水香氏



ZOOM画像

立川都税事務所からのお知らせ ー東京都主税局についてのお知らせー

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、
来所不要な手続きをご利用ください。

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続 例えば・・・

申告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送(所管事務所宛)

証明申請

- ✓ 郵送
- 〒112-8787
- 東京都文京区春日1-16-21
- 都税証明郵送受付センター

納付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ ネットバンキング(・モバイルバンキング)
- ✓ クレジット納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請届出サービス
- ✓ 郵送(所管事務所宛)

◆ 来所される場合は・・・ ▼マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。

▼発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。**混雑を避けるため、事前にチェックを!!**

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。



ご案内

公益社団法人 東村山法人会 本部通常総会・研修会のご案内

期日 令和3年6月3日(木) 会場 パレスホテル立川 (立川市曙町2-40-15)

令和元年度
通常総会

次第

①第9回 通常総会

※通常総会は正会員のみで参加いただけます。

②本部研修会

講師：ジャーナリスト 櫻井よしこ氏

入場無料

新型コロナウイルス感染症対策として、事前登録制を考えています。細部受付要領等については、改めてご案内致します。細部は、事務局 ☎ 042-394-7654 までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては延期や中止となる場合があります。



今年度
本部研修会



各ブロック等税制研修会等のご案内

税制研修会はどなたでも参加できます。参加費無料・申込不要！

【演題】令和3年度税制改正及びインボイス制度の概要について(仮題)

【講師】東村山税務署担当官

ブロック等	開催日	場 所
東村山ブロック	5月14日(金)	東村山法人会館
小平ブロック	5月12日(水)	東村山法人会館
西東京ブロック	5月20日(木)	谷戸いちようホール
東久留米ブロック	検 討 中	東久留米市商工会館
清瀬支部	5月19日(水)	清瀬商工会館

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては延期や中止となる場合があります。細部は事務局までお問い合わせください。☎042-394-7654

ご案内

e-Tax講習会のご案内

無 料

- 日 時：令和3年4月28日(水)13時30分～15時
- 会 場：東村山法人会館
- 講 師：東村山税務署担当官
- 参 加 費：無料
- 定 員：4名
- 学習内容：e-Tax講習会 ①関与税理士による「代理送信」とは ②「ダイレクト納付」とは ③効果的な活用方法
- 申込方法：どなたでも参加できます！お申込みはQRコード あるいはお電話にて承ります ☎ 042-394-7654



スマートフォン等
からお申込み

ご案内

売上につながる名刺セミナーのご案内

無 料

名刺交換は大変重要なビジネスチャンスです。名刺にその方が持つ「お客様へ提供できるリアルなメリット」や「同業他社との違い」、商品やビジネスの「簡潔な説明」があれば、ビジネスマッチングの機会を飛躍的に向上させられます。本ワークショップ・セミナーは名刺交換をするだけで「お客様が増え」、「売り上げが伸びる」そんな広告名刺やショップカードの作り方をワークを通して作成できます！ ※細部は同封のチラシをご覧ください。

- 日 時：令和3年5月20日(木)14時～16時
- 会 場：東村山法人会館
- 講 師：(有)エスデザイン 奥森九月 氏
- 参 加 費：無料
- 定 員：20名(定員となりしだい締切とさせていただきます)
- 申込方法：どなたでも参加できます！お申込みはQRコード あるいはお電話にて承ります ☎ 042-394-7654



スマートフォン等
からお申込み

青年部会主催出前授業

実施
報告

3月3日(水)小平市立小平第1小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。例年は、6年生の各教室で実施していましたが、今年度はコロナ禍の影響により視聴覚室から各教室へオンライン配信で行いました。

まず、生徒に租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、税金のない世界を紹介しました。その後、司会役 水谷幹事と先生役 齋藤幹事により、そのアニメを題材にしたクイズ5問を交えた授業を行いました。また、コロナ禍のなか、児童に少しでもお役に立ててほしいとハンドソープや消毒液、税に関する書籍を寄贈いたしました。最後に、小学校から「来年もまたお願いします」と嬉しいお言葉をいただきました。



オンライン配信による授業風景



先生役 司会
(左)齋藤幹事 (右)水谷幹事



当麻青年部会長より橋本校長先生へ目録の贈呈
(左)橋本校長先生 (右)当麻青年部会長

生徒さんの感想

- ★消費税を払っていて損をしているように感じるけど、そのお金がみんなも自分も役立っていて考え方が変わった。とても分かりやすかったです。
- ★消費税以外にも税金があって、橋や消防署などに使われていることを初めて知りました。税金はみんなが平和に暮らせるように使いたいと思いました。
- ★最初は税金なんか要らないと思っていたが、今回の話を聞いて必要だと思った。

租税教室(プロレス)

実施
報告

令和3年2月21日(日)アイスリボン道場にて、女子プロレス団体アイスリボンにご協力頂き「租税プロレスvol.5 プロレスでハッピー! 納税でハッピー! 第4代租税プロレスチャンピオン決定戦」を行いました。

コロナ禍の中、開催するにあたりどうしたら開催できるか役員一同で悩みながら一般参加者は会場内に入れず、生ライブ中継での配信に切り替えて開催致しました。今年度も通常のプロレスのタッグマッチに加え、アイドルライブとメインイベントの租税クイズタイトルマッチを行いました。

当日は同時視聴者は最大で800人を超え、延べ視聴者は1.3万人という結果を出す事が出来ました。青年部会の今後の事業展開として新しい形で行えたのは収穫だったと思います。

青年部会として「租税プロレス」を継続して行い、多くの方たちに税金に対する意識を高めるとともに、公益性のある事業を展開していきたいと思っています。



イータ君と
第4代租税チャンピオン



青年部会員とアイスリボンの方々

副部会長 大野貴之

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

新入会員紹介

自 令和3年1月1日～至 令和3年2月28日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
西東京 第1支部	西東京市新町5-16-29	(有)カーサアニモ	中川 清志	動物病院	0422-53-5866

報告

生活習慣病健診報告

2月中旬から3月下旬にかけて令和2年度2回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(ハミングホール、東久留米スポーツセンター、こもれびホール)で実施されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの健診です。また、今回より、新型コロナウイルス抗体検査が追加され、過去の感染の有無が分かる様になりました。経営者や従業員とそのご家族のために定期的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診できます。細部は下段をご確認ください。

なお、次回は7月に予定しています。是非、ご利用下さい。

《健診会場》



ひとひと



清瀬支部
学校法人 内野学園
清瀬ゆりかご幼稚園

内野 光裕 さん



法人会活動を楽しんでいましたが、55歳の時に商工会の役員を仰せつかり、法人会総務委員や支部役員を引退して、清瀬商工会の仕事に専念しております。

本業の幼稚園です

が、主に女性の就業率増という社会的要因から急速に変容しています。変革の大きな山は近年に2度ありました。一つ目が消費税5↓8%を財源とした

「子ども子育て支援新制度」施行で、もう一つが消費税8↓10%を財源とした「幼児教育・保育の無償化」です。歯止めのかからない

少子化の中の新型コロナウィルス禍。休業要請、極端な出生数減と何処の業界も変わらぬ逆風に見舞われていますが、前述の大きな波を飲み込んだことが私達の業界の耐性を高めています。60歳で迎えた昨年、東京都私立幼稚園連合会会長を仰せつかり、逆風にギャフンと言わされました。

「できない」とか「やらない」とか言えない私のいい加減さから、いささか役職を抱えすぎ、か

清瀬で幼稚園をやっております内野と申します。大学卒業後、今や有名になった(株)東北新

社で洋画の売り買いなどをやっていましたが、28歳の時、家業の幼稚園を切り盛りしていた母が他界したため、30歳直前で実家に戻りました。その2年後に父も他界以来現職についています。

長く地元を離れていた自分に、近所づきあいのチャンスを与えたのが、JIC(青年会議所)でした。半人前の若造が先輩や同僚に恵まれ、研修や事業にもまれながら、40歳卒業の時には何とか大人の仲

と法人会に引きずり込まれ、JICの先輩や友人を核に新たな知人を得、再び世界を広げる機会を得ました。

45歳を過ぎ青年部の役員定年を迎え(当時)いよいよ支部活動で恩返ししろということで、今は無い清瀬第2支部の副支部長・会計を拝命いたしました。支部のことは解らないことだらけでしたが、支部長や前会計の先輩のご指導の下、あまり付き合ひのなかった上の代の方々との係わりを深めさせていただきます。

支部が合併して清瀬支部となった後は若い力に刺激を受けながら

えって皆さんに負担をおかけしている、と痛く反省しています。しかし一方で、ここは一つ、皆さんの優しさに甘えて「やってみるか」というスタンスで、様々な出会いの機会を大切にしてきたことが、浅学非才の身ながらも、重責に耐える力の源となっているのだと思います。感謝しています。

ただし、ゴルフは「できない」「やらない」と明言していますので、どうかご容赦ください。

断れないのが酒の席で、「趣味は飲食です」と公言してはばかることがあります。年々弱くなつて、翌日に残るような飲み方はしないよう努めています。自宅にいても必ず飲んでいます。

食べることも作ることも好きなものですから、家にいる時は自分で料理を作るようにしています。愛する家族が喜んで食べてくれればまた格別！買い物して作って食べながら飲む、私のストレス解消法です。

学校法人 内野学園
清瀬ゆりかご幼稚園

理事長 内野光裕

陣中見舞報告

★確定申告陣中見舞報告

2月4日に恒例の確定申告陣中見舞いとして、村野東村山法人会長より浅沼東村山税務署長に申告会場で使用いただく法人会特製ボールペン200本を進呈いたしました。4月15日まで延長された申告会場で活躍しています。



村野会長 浅沼東村山税務署長

管内寄贈活動報告

★各ブロック

3月15日(月)から22日(月)にかけて各ブロックから社会福祉協議会に寄付を行いました。



東村山市社会福祉協議会
白石ブロック長(左)



小平市社会福祉協議会
林ブロック長(左)



西東京市社会福祉協議会
鎌田ブロック長(右)



東久留米市社会福祉協議会
高橋ブロック長(中)三沢副ブロック長(右)



清瀬市社会福祉協議会
恩田副会長(右)

★東村山第3支部

東村山第3支部(中條基成支部長)は2月8日(月)東村山市の愛有会久米川病院にマスクなど衛生用品を寄贈致しました。エッセンシャルワーカーである医療従事者に、少しでもお役に立てていただければ幸いです。



久米川病院のスタッフの皆様と

★西東京各支部

したのや縄文里山プロジェクト 東京に縄文のムラを作ろう！

西東京各支部(鎌田忠嗣ブロック長)では西東京市が行う「したのや縄文里山プロジェクト」にお役に立てていただきたいと、寄付を行いました。



下野谷遺跡



縄文の森の秋まつり
縄文館「コンサート」

★女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル一本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションとし、3月16日(火)、西東京市社会福祉協議会へタオル100本を寄贈しました。



塩月副部会長(右)

★青年部会

青年部会(當麻智勇青年部会長)は3月3日(水)小平市立小平第1小学校にハンドソープや、消毒液、税に関する書籍を寄贈しました。詳細はP14をご覧ください。



法人会

(公社) 東村山法人会の委員会・部会の紹介を行います。皆さん各委員会、部会とも地域のために頑張っていますので、ご期待ください!

今回は、青年部会を紹介します。

青年部会は、若手経営者として法人会活動の原動力となり、租税教室の実施や経営等に関する講演会の開催及び全国青年の集いへの参加等の公益目的事業を積極的に実施し、税知識の普及と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、部会員相互の交流を深めています。

また、2月に行われた「租税プロレス」はオンラインで放映し、当日は同時視聴者は最大で800人を超え、延べ視聴回数は1.3万回超という結果を出す事が出来ました。

(青年部会長 當麻智勇)



當麻青年部会長



青年部会メンバー



AIG 損保 法人会のビジネスガード Business Guard Series

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災(業務災害総合保険)**

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)**

初期のご相談から賠償金対応まで。
労務・雇用トラブルに備える **スマートプロテクト(総合事業者保険)**

地域社会に貢献する **ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)**

企業向け第三者賠償責任保険 **STARS(事業総合賠償責任保険)**

火災と地震災害に備える **プロパティガード+企業地震保険
(企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等)**

個人情報の漏えい事故対策
マイナンバー対応 **情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)**

役員個人を取り巻く
各種訴訟リスクに備える **MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)**

飲食料品・化粧品のリコール時に
発生する様々な費用を補償 **CPI(生産物品質保険・CPI限定型)**

海外進出企業向けサポートプラン **ワールドリスク
WorldRisk?**

AIG損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083

東京都八王子市旭町10-3

TEL. 042-639-0720 FAX. 042-646-1850

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)

法人会行事のご案内

令和3年3月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
5/11(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	5/21(金)	14:00	源泉所得税実務研修会	法 人 会 館
5/12(水)		小平支部合同報告会等	//	5/26(水)	13:00	新設法人説明会	//
5/14(金)	13:00	労務経営相談会	//	5/27(木)		第28回厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
//		東村山支部合同報告会	//	6/ 3(木)		青年部会第2回役員会	パレスホテル立川
5/18(火)	14:00	個別融資相談会	//	//		第9回通常総会	//
//	15:00	税務教室	//	//		本部研修会	//
5/19(水)	10:00	ビジネスマナー研修	//	6/ 4(金)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館
//	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	6/ 8(火)	13:00	決算法人説明会	//
//		清瀬支部報告会等	清瀬商工会館	6/15(火)	14:00	個別融資相談会	//
5/20(木)	11:00	西東京支部合同報告会等	谷戸いちようホール	6/16(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//
//	13:00	東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター 事業承継個別相談会	法 人 会 館	6/17(木)	13:00	東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター 事業承継個別相談会	//
//	14:00	売上につながる名刺セミナー	//	6/22(火)	15:00	税務教室	//

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。細部は事務局にお尋ね下さい。

支部合同・部会報告会のご案内

(参加費無料・申込不要)

※報告会は会員のみご参加頂けます。

支 部 等	日 に ち	場 所
東村山ブロック	5月14日(金)	東村山法人会館
小平ブロック	5月12日(水)	東村山法人会館
西東京ブロック	5月20日(木)	谷戸いちようホール
東久留米ブロック	検 討 中	東久留米商工会館
清瀬支部	5月19日(水)	清瀬商工会館
青年部会	4月23日(金)	東村山法人会館
女性部会	4月22日(木)	東村山法人会館

お問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

報告

東村山第2支部

研修会実施報告

東村山第2支部は、令和2年12月17日～18日に親睦研修会を実施しました。コロナ禍の中、不謹慎と思われる方もおられると思いますが、旅行社も大変苦しい立場にあり少し手助けできないかと思い、行動しました。時期は緊急事態宣言前です。行き先の町(西伊豆町)は、コロナ患者0の所で、メンバーも研修前に風邪ひいた方はいないことを確認、バスは大型バスにて、座席間隔を取り、換気は8分に1回、及び窓開けた状態で運航してもらいました。

消毒は乗り降り時必ず行い、マスクを着装し、他の方々との接触は控えて行動しました。幸な事に観光地もすいており、十分ソーシャルディスタンスがとれ無事に戻りました。その後も、全員何事もなく2週間過ぎたのを確認し、ほっとしたところです。参加して頂いた方々には、いろいろ気を遣っていただき、ありがとうございました。

今後とも支部活動のお手伝い宜しくお願い致します。



土肥金山にて
(写真撮る為一瞬マスク外します)



おろし大根、しらすと黄身のサラダ

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん

簡単★
ヘルシー★
おいしい

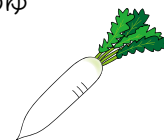


材 料

- ・大根
- ・シラス
- ・玉子の黄身

調 味 料

- ・めんつゆ



作り方

大根をおろして、シラスと卵をのせるだけで完成、とても簡単、とてもヘルシー、とてもシンプル、とてもおいしいです。
お酒のおつまみ、かけごはん、かけうどん、かけそばにも使える！

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

- 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
- 記事(文章) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



ご案内

厚生親睦ゴルフ大会中止について

第28回厚生親睦ゴルフ大会(於 高坂カントリークラブ)は新型コロナウイルス感染拡大の収束状況が不透明なことから、残念ながら中止することとなりました。
楽しみにしていただいていた皆様には、大変申し訳ございませんが、何卒ご理解を頂けますようお願い申し上げます。



公益社団法人東村山法人会報 [274号] 令和3年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載